

山形市立第一中学校の部活動の方針

1 方針策定の趣旨等

- 中学校における部活動は、心身ともに大きく成長する中学期にとって、共通の興味・関心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって自主的、主体的に取り組む大変有意義な活動である。また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成して取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を担うものがある。
- 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えていく。
- 部活動がより良い活動となるよう、「山形市立第一中学校の部活動の方針」（以下、山形一中部活動方針）を策定し、適切な運営のための体制を整備する。

2 適切な運営のための体制整備

「山形市における運動部活動の方針」を受け、部活動がより良い活動となるよう、「山形一中部活動方針」を策定し、実情に応じて、毎年度末見直しを図る。

◇ 部活動の休養日及び活動時間について

① 休養日について

- 週に4日以内の活動とし、3日以上休養日を設ける。平日に設ける休養日は、原則として定時退校日を休養日とする。定時退校日は部ごとに設定する。

② 活動時間について

- 平日：原則2時間程度とする。
- 週休日等：原則3時間程度とする。

③ 長期休業中の休養日について

- 学期中と準じた扱いを行い、原則として週休日を休養日とする。
- ある程度長期の休養期間を設ける。

ただし、大会やコンクール等の直前や土曜日に活動できない等、特別な事情がある場合には、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、部活動特別許可申請を提出し校長の判断で実施することを可とする。その場合は活動日の直近の日を休養日とする。

④ 始業前練習について

朝の部活動は原則禁止とする。ただし、校長が、「中体連主催大会」の前や活動場所等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

なお、駅伝チームの活動を朝に実施する場合は、生徒及び教員の健康面を十分配慮するとともに、保護者に説明会や文書等において、その意義や効果等を説明して、十分な理解を得る。

⑤ 学校管理下外の活動について

部活動と同様のクラブ等の活動は部活動の活動時間と合わせて上記範囲内の活動とする。

⑥ その他

- 定期テスト3日前とテスト当日は部活動休止日とする。
- 1週間のうち、3日を休養日とし、3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定する。
- 中体連主催大会前に部活動強調期間を設定する場合は、少なくとも週1日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

◇ 適切な部活動の設置

原則として、2年間、部員不足で、山形市中学校総合体育大会に単独チームとして団体戦に出場できない状態が続いたときは、休部とする。その後、部員が入部してこなければ、廃部とする。また、専門性が強く、安全性などの確保が難しい競技については、部活動検討委員会で十分協議した上で、校長が募集停止をすることがある。

◇ 部活動実施計画の作成

- 年間実施計画を、4月中に年間の活動計画を作成する。
- 年間実施計画をもとに月間実施計画を作成し、生徒・保護者に提示する。
- 大会参加、県外遠征等は、生徒の教育上の意義や、生徒や同部顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会を精査し、所定の手続きを取る。
- 部活動顧問は、3月31日までに活動実績を提出する。

◇ 部活動運営委員会

部活動運営委員会は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、生徒指導部長、部活動運営委員、PTA会長、各部活動保護者会長、部活動指導員で構成する。

◇ 学校管理下外の活動

① クラブ活動での活動

個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外のクラブ等に任意で所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握する。

② 保護者会主催の練習会

保護者会の目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催することのないよう徹底を図る。

※保護者会主催の練習会とは、学校の部活動顧問が関わらず、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日のときに活動したりすることをいう。

③ 部活動と同様のクラブ等の活動

社会教育の一環として、責任の所在やその他の事項を明確にした規約のもとに、対象者を部員に限定しない別組織が設立している場合は、保護者会とは区別し、部活動と同様のクラブ等の取扱いとし、その活動の実態を把握する。なお、当該活動への部員の加入については必ず任意とする。

3 その他

- 部活動指導員や外部指導者を積極的に活用し、部活動指導の質的向上を図る。
- 健康状態を把握し、状況に応じ配慮を行い、部活動における事故防止に努める。
- 各部活動の保護者会が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会との役割を明確にし、共通理解を図る。

上記方針は2019年4月20日より実施する。

策定期日：2019年4月4日